

## キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

瀧野川信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が所定の普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の契約のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

なお I C チップを搭載したカードで I C チップの機能を利用する場合については、以下に「I C チップ」の文言を使用して、I C チップ独自の機能であることを明示します。I C チップに対応していない読取機器では、そうした機能を利用できません。

#### (1) 磁気ストライプ機能を利用することができる場合

① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合（第 2 項第 1 号により預金に預入れをする場合を除きます。）

② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合（第 2 項第 2 号により預金の払戻しをする場合を除きます。）

③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の現金自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合（第 2 項第 3 号により振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合を除きます。）

④ その他当金庫および提携サービス提供先所定の取引において、対応する読取機器により磁気ストライプ内の情報を利用する場合

#### (2) I C チップ機能を利用することができる場合

① 預金機のうち当金庫所定の I C チップ機能が利用できる当金庫および預入提携先の預金機（以下「預金機」とは前項第 1 号の預金機とこの預金機のことをいいます。）を使用して預金に預入れをする場合

② 支払機のうち当金庫所定の I C チップ機能が利用できる当金庫および支払提携先の支払機（以下「支払機」とは前項第 2 号の支払機とこの支払機のことをいいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

③ 振込機のうち当金庫所定の I C チップ機能が利用

できる当金庫および振込提携先の振込機（以下「振込機」とは前項第 3 号の振込機とこの振込機のことをいいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合

④ その他当金庫および提携サービス提供先所定の取引において、対応する読取機器により I C チップ内の情報を利用する場合

(3) 当金庫が法人に宛てて発行したカード（以下「法人カード」といいます。）については、「預入提携先」、「支払提携先」、「振込提携先」は、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）と「ゆうちょ銀行」をあらわすものとします。法人カードは、当金庫と上記提携先以外では利用できません。

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の貨幣に限ります。また、1 回あたりの預入れは当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額等を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の種類の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲とします。なお、1 日あたりの払戻しは当金庫所定の金額と回数の範囲内としますが、I C チップ機能を利用した払戻しと磁気ストライプ機能を利用した払戻しとは、別々に定めるものとします。

(3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人（法人にあっては代表者）から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額と回数の範囲内とします。

(4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 2 項に規定する利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引等、当座貸越を利用できる普通預金については、その利用範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力して下さい。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 振込機による振込の依頼にあたって預金口座から振替により払戻しされる1日あたりの金額や回数は、前条の支払機による払戻し金額や回数の範囲内とします。所定の範囲をこえる取引はできません。

#### 5. (自動機による振替)

- (1) 当金庫の現金自動預入払戻兼用機（以下「自動機」といいます。）を使用して振替資金を振替により払戻し、当金庫所定の別の預金口座へ預入する場合には、自動機の画面表示などの操作手順に従って、自動機にカードおよび振替先のカードまたは通帳を挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、カード利用口座の通帳および払戻請求書の提出を受けることなく振替金額をカード利用口座から払戻し、振替先口座に預入します。
- (2) 自動機による振替は当金庫所定の取扱時間内とし、1日あたりの振替による払戻し金額および回数は、第3条の支払機による払戻し金額および回数の範囲内とします。所定の範囲をこえる取引はできません。
- (3) 自動機で総合口座定期預金や通帳式定期預金を作成するために、カードにより振替して資金を払戻すときには、カード利用口座と作成する定期預金の口座名義人（お客様番号）が同じであれば、前項の制限に含まれないものとします。ただし各々の定期預金について、当金庫所定の金額をこえて作成することはできません。

#### 6. (利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入をする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込にかかる手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込にかかる手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

#### 7. (振込先情報の記録)

- (1) ICチップ機能に対応した振込機において、ICチップ搭載のカードを用いて振込を行なった場合には、画面表示の操作手順に従って操作することで、当該カードのICチップ内に、当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として記録し、次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップに記録された振込情報が消失すると、

いかなる場合も復元することはできません。また切替や再発行により再交付されたカードには、当該振込情報は引き継がれません。

#### 8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) やむを得ず代理人に預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人を届出てください。この場合、当金庫所定の手続きにより代理人（未成年者を除く親族の方に限ります。）のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）を発行します。ただし法人カードについては、代理人カードを発行しません。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についてもこの規定を適用します。
- (4) 代理人の行為により本人に損害が生じた場合には、その損害は本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 代理人カードの利用を停止する場合には、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

#### 9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) オンライン障害や故障等のため、預金機によりカードの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫取引店の窓口で所定の方法により預金に預入れをすることができます。
- (2) オンライン障害や故障等のため、支払機によりカードの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫取引店の窓口で所定の手続きにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 本条第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名（法人にあっては法人名）、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名（法人にあっては法人名および代表者氏名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、住所（法人にあっては所在地）や電話番号等の記入、および本人確認書類の提示等を求めることがあります。
- (4) オンライン障害や故障等のため、振込機によりカードの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか所定の振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。ただし、この場合、受付時間等により翌日付の振込となる事があります。
- (5) オンライン障害や故障等のため、自動機によりカードで振替の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条第1項および第2項に準じて取扱います。

#### 10. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、オンライン障害や故

障等のため預金機等でカードが使用できず、窓口で取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

#### 11. (カード・暗証番号等の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、本人（法人にあっては代表者）に交付したカードであること、および入力された暗証番号等の本人確認情報と届出の情報とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。
- (2) カードは本人（法人にあっては代表者）以外に使用されないよう保管してください。暗証番号は住所（法人にあっては事業所の住所等以外に代表者の住所等を含みます。）・生年月日・電話番号や連続番号等の他人に類推されやすい番号の利用を避け、本人（法人にあっては代表者）以外に知られないよう管理してください。カードが、偽造、変造、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人（法人にあっては代表者）から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 前項の連絡後は、すみやかに当金庫所定の届出書を当金庫取引店に提出して下さい。なお連絡が錯誤等によるものであったとしても、紛失等の届を書面にて正式に受理し、その後、当金庫所定の手続きを経なければ停止措置の解除はできません。
- (4) 暗証番号を当金庫所定の回数以上誤入力した場合、そのカードは失効し、使用出来なくなります。暗証番号の失念や誤入力等によりカードを失効した場合は、当金庫所定の手続きにより再発行を致しますのでお申出ください。
- (5) カードの所有権は当金庫に属し、交付を受けた本人（法人にあっては代表者）は善良なる管理者の注意を持って管理するものとし、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、カードや記録装置の故障、記録の消失により損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

#### 12. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとし、この場合、本人は、当金庫所定書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとし、
- (2) 法人カードは、偽造または変造カードによる払戻しについて、当金庫、提携金庫および「ゆうちょ銀行」は責任を負いません。ただし、この払戻し等が偽造または変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号等の管理について当該法人代表者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の

責任については、この限りではありません。

#### 13. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人にカードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとし、

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとし、
- (3) 前2項の規定は、本条第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとし、
- (4) 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
    - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードの盗難にあった場合
- (5) 法人カードが盗難にあったことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫および「ゆうちょ銀行」は責任を負いません。

ただし、第11条2項の通知を受領した後に生じた

当該カードの不正使用による損害の当金庫の責任については、この限りではありません。

#### 14. (届出事項の変更等)

氏名(法人にあっては法人名、代表者)、代理人、暗証番号、1日の支払限度額や回数、その他の届出事項を変更される場合には、直ちに本人(法人にあっては代表者)から当金庫所定の方法により当金庫へ届出てください。

#### 15. (カードの再発行)

カードの盗難や紛失、ICチップ等記録装置の不具合、また暗証番号失念等による失効等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

#### 16. (カードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、切替、再発行でカードを発行する際には、当金庫所定の方法により当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 17. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) オンライン障害や故障等によりカードのお取扱いができない場合に窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 18. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 19. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当金庫所定の書式により届出たうえで、そのカードを当金庫取引店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により預金口座が取引停止あるいは解約された場合にも、同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合には、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。ただし、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受けること等により、本人(法人にあっては代表者)から、カードを継続使用し利用停止の事由は解消されていることの申出を受けて、当金庫がそれを確認できたときには停止を解除します。
  - ① 第18条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用され

る恐れがあると当金庫が判断した場合

#### 20. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。
- (2) 提携サービス提供先が取扱うサービスについては、別途定めるものとします。

#### 21. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上



(2020年3月1日現在)